

～ 自転車防犯登録 ～

自転車防犯登録は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車）を利用する人は、防犯登録が義務づけられています。（※幼児用自転車は除く）

防犯登録は、盗難被害に遭った自転車、繁華街や駅周辺等での路上駐輪により自治体に撤去された自転車の返還のてがかりとなり、自転車被害の早期回復に役立ちます。

和歌山県内では、和歌山県公安委員会から指定を受けた和歌山県自転車防犯登録協会が登録業務を行っています。

大切な自転車を守るため、自転車の防犯登録を行いましょう。

【防犯登録料・防犯登録の有効期限】

- ・登録料：750円（非課税）
- ・有効期限：抹消の届出をするまで有効

【登録手続き】

和歌山県自転車防犯登録協会から業務を委託された自転車販売店等で行うことができます。

